

報告第43号 協議項目24-20「学校教育の取扱い」について

平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された「学校教育の取扱い」の調整方針に基づき、引き続き検討を行った結果を報告しました。

学校及び幼稚園給食について

調整方針	4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。
調整結果	・学校及び幼稚園給食に係る調整については、次のとおりとする。

【調整内容】

1 学校給食

- (1) 給食費
 - ・給食費は調理施設、献立計画、食材購入等の一元化が図れるまでの間、現行のとおりとします。
 - ・夏期休業の短縮等に伴う給食実施日数の増加分は、保護者負担とします。
 - ・公費助成は地区により差異があるため、3年間の内に段階的に廃止します。
 - ・各学校等の教職員については、所属地区の食材費実費とします。
- (2) 給食方式
 - ・現行のとおり
- (3) 会計方式
 - ・一般会計方式とします。
- (4) 経理の場所
 - ・自校方式 ⇨ 学校事務職員が行います。
 - ・共同調理場方式 ⇨ 調理場事務職員が行います。
 - ただし、小野上地区は、支所の生涯学習課で行います。
- (5) 徴収方法
 - ・小野上、子持及び赤城地区は、給食費計算システムにより現行のとおり共同調理場で徴収し、収入役口座へ入金します。
 - ・渋川、伊香保及び北橋地区は、現行のとおり学校長が徴収し、収入役口座に入金します。
- (6) 未納対策
 - ・小野上地区は、支所の生涯学習課で対応します。子持及び赤城地区においては現行のとおり共同調理場において対応します。
 - ・渋川、伊香保及び北橋地区は、現行のとおり各学校が対応します。

1 幼稚園給食

- (1) 給食費
 - ・小野上地区は、小学校給食費の扱いと同様とします。
 - ・子持地区のみで実施している公費負担(1食あたり50円)は廃止します。
- (2) 給食方式
 - ・現行のとおり
- (3) 会計方式
 - ・小野上地区は、現行のとおり一般会計方式とします。
 - ・渋川、子持及び赤城地区は、学校徴収金とします。
- (4) 経理の場所
 - ・小野上地区は、支所の生涯学習課で行います。
 - ・渋川、子持及び赤城地区は、各幼稚園で行います。
- (5) 徴収方法
 - ・小野上地区は、現行の給食費計算システムにより共同調理場で徴収し、収入役口座へ入金します。
 - ・渋川、子持及び赤城地区は、集金袋により各幼稚園で徴収します。
- (6) 未納対策
 - ・小野上地区は、支所の生涯学習課で対応します。
 - ・渋川、子持及び赤城地区は、各幼稚園で対応します。



【給食費（保護者負担額：年額）】

単位：円

	学校区分	現況	H18年度	H19年度	H20年度
渋川地区	小学校	41,600	43,200	左記同額	左記同額
	中学校	48,600	50,400	左記同額	左記同額
伊香保地区	小学校	42,000	45,600	46,800	49,200
	中学校	49,200	52,800	54,000	56,400
小野上地区	幼稚園・小学校	42,000	45,600	左記同額	46,800
	中学校	48,000	52,800	左記同額	54,000
子持地区	小学校	42,000	45,600	46,800	48,000
	中学校	48,000	52,800	54,000	55,200
赤城地区	小学校	50,400	50,400	左記同額	左記同額
	中学校	55,200	55,200	左記同額	左記同額
北橋地区	小学校	42,000	44,400	左記同額	左記同額
	中学校	51,600	54,000	左記同額	左記同額

※今後、食材の共同購入等の合併メリットを生かし、見直しを行います。

報告第44号 協議項目24-22「その他事務事業(交通指導員)の取扱い」について

決定されていた方針の中で、次の未調整の部分についての調整結果を報告しました。

交通指導員について

【調整結果】

- 1 6市町村の交通指導員は、合併時に統合し、隊員については、新市に引き継ぐものとする。
- 2 新市の交通指導員の階級は、隊長(1名)、地区隊長(6名)、班長(14名)、隊員(66名)とする。
- 3 交通指導員の任期は3年とし、年額報酬については、次のとおりとする。
隊長：170,000円、地区隊長：150,000円
班長：140,000円、隊員：130,000円
- 4 交通指導員の主たる業務は、
 - ① 各種交通安全運動
 - ② 毎月1日、15日の街頭指導
 - ③ 市、学校、地域行事等の交通指導(随時)に統合する。

【調整理由】

- 1 6市町村すべてにおいて設置されているので、合併時に統合します。
- 2 定数は6市町村の現員数の合計とし、階級は隊長1名、地区隊長6名、班長14名、隊員66名とします。
- 3 交通指導員の任期は、合併後も残任期間を引き継ぐものとし、その任期満了後に3年に統一します。
報酬等については、差異があり統一する必要があるため、報酬は、隊員報酬額を13万円とし、交付金、補助金等は、交付金のみとし1人当たり5万円とします。
- 4 交通指導員業務については、ほぼ同一であるが、内容を調整し統合します。